

第2章 目指すべき都市像

2-1 都市づくりの理念

(1) 目指すべき都市づくりの方向性

本市の上位計画である「第2次今治市総合計画」では、目指すべき将来像と施策の展開方向を以下のとおり定めており、将来像に込めた思いとして、今後の方向性を大きく3つにまとめています。

【今治市の将来像（第2次今治市総合計画より）】

『ずっと住みたい “ここちいい（心地好い）” まち いまばり
あの橋を渡って 世界へ 未来へ』

- 「ずっと住みたい」と思えるふるさつを目指す
- “ここちいい（心地好い）”まちを創り上げる
- 「あの橋を渡って 世界へ 未来へ」ふるさつの魅力をつなげる

(2) 都市づくりの理念

今治市都市計画マスタープランでは、第2次今治市総合計画に掲げられた「今治市の将来像」に込めた思いを踏まえつつ、都市づくりの課題に対応するため「都市づくりの理念」を以下のように定めます。

都市づくりの理念

瀬戸内の魅力を活かし 地域の暮らしを守る都市づくり

～ずっと住みたい “ここちいい（心地好い）”まちを目指して～

- 瀬戸内しまなみ海道や歴史・文化的な遺産、豊かな自然環境、海事都市を象徴する港など、瀬戸内海に囲まれた本市固有の地域資源を活かし、本市の核となる中心市街地のリボーン（魅力的で機能的な地域としてにぎわいや活気を取り戻す）とともに、今治新都市や地域の拠点と個性を活かし相互に補完し合いながら連携を図ることで、今治市全体として調和のとれた都市づくりを目指します。また、瀬戸内海の“へそ”の位置を活かし、デジタル化の加速に対応できるように、産業・観光・暮らしの拠点づくりを目指します。
- 今後も人口減少や高齢化の進行が見込まれる中、持続可能な都市経営の観点から、コンパクトにまとめた地域の拠点が公共交通ネットワークで結ばれることで、利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを目指します。また、近年多発する自然災害や、今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震等に適切に対応した安全・安心に暮らせる都市づくりを目指します。

2-2 都市づくりの目標

(1) 都市づくりの目標の考え方

都市づくりの目標は、今治市の現状および意向調査から導かれた「都市づくりの課題」を踏まえて設定します。

■都市づくりの目標の考え方

| 【都市づくりの課題】 | |
|------------|----------------------------|
| 課題1 | 居住の誘導と公共交通ネットワークの維持・確保 |
| 課題2 | 中心市街地における低未利用地の有効活用 |
| 課題3 | 産業の振興に資する新規工業地の確保 |
| 課題4 | 災害リスク等を踏まえた都市施設の適切な整備と維持管理 |
| 課題5 | 地域資源の保全と活用 |



『都市づくりの目標』の設定

(2) 都市づくりの目標

都市づくりの目標として、以下の5つを設定します。

目標1 適正な拠点配置と土地利用による持続可能な生活圏の形成

① 既存の市街地や集落における拠点の形成と立地適正化計画制度等を活用した居住等の誘導

今後も人口減少が予測される中、生活サービスの維持・向上を図るためには、日常生活を支える機能の維持に必要な利用圏人口を確保することが必要となります。

そのために、中心市街地や今治新都市等の既成市街地、支所周辺など、一定のエリアに居住の集積を図り、日常生活に必要な施設や行政サービス等を身近に配置します。特に、既成市街地においては立地適正化計画制度等の活用により、既に都市機能が集積しているエリアへの住み替えの促進、市街地外縁部における開発行為の適切な誘導を図るなど、適正な土地利用に基づくコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現を目指します。

② 拠点や地域を結ぶ交通体系（公共交通機関）の充実

今後は高齢化の進行等による交通弱者の増加が予測される中、地域の活力を維持し、快適で利便性の高い交通環境を実現するため、拠点間を結ぶ鉄道や路線バス、フェリー等の公共交通機関については今後も維持し、拠点と周辺地域を結ぶ交通については地域の状況に応じた移動手段の確保を図るなど、交通体系（公共交通機関）の充実を推進します。

③ 交通利便性の向上を見据えた工業系土地利用の推進

本市では造船業やエネルギー産業をはじめとした活力ある産業を有していますが、これらは引き続き産業拠点として生産環境の保全を図るとともに、今後、今治小松自動車道の整備に伴う広域交通の利便性向上を見据え、インターチェンジ（IC）周辺等に工業・物流施設の立地が可能となる施策の検討を行うなど、新たな工業系土地利用の誘導を図ります。

目標2 公民連携によるにぎわいの再生と住みよい環境の創出

① 中心市街地の機能補強や公的不動産の有効活用によるにぎわいの再生

公共施設の再編等に伴い中心市街地では学校跡地等の低未利用地がみられる一方で、今後も少子高齢化による人口構成比率の変化に伴い、中心市街地に求められる都市機能も変化すると予測されます。

今後は、中心市街地に必要な都市機能・サービスの担い手として民間活動を重視し、まちなか居住の推進や商業空間の活性化とあわせて、公的不動産等の有効活用による民間投資の適切な誘導を図ります。

② 市街地開発事業や地区計画等を活用した魅力的で住みやすい都市空間の形成

中心市街地や今治新都市等においては、面的整備事業等により一定の都市基盤が既に整備されているため、今後は公民連携による効率的な管理運営の導入、市街地開発事業や地区計画制度等の活用による良好な都市景観の形成、自転車・歩行者空間の充実や公共空間の利活用による居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を検討するなど、魅力的で住みやすい環境の創出を図ります。

目標3 都市施設の効果的な整備による快適で機能的な都市活動の確保

① 今後も必要な都市施設の整備推進と既存施設の有効活用による経済的で快適な都市空間の形成

本市が保有する多くの都市施設は一時期に集中的に整備されており、今後は一斉に老朽化し、維持管理費などの財政的制約が高まることが見込まれています。

そのため、道路、公園、下水道等の今後も必要な施設については引き続き整備を進めていくとともに、既存ストックの有効活用や長寿命化に取り組むなど、投資効果を意識した戦略的な維持管理を推進します。

② 拠点や地域を円滑で安全に移動できる道路ネットワークの計画的な整備

道路においては、拠点間や地域間の連携を強化する地域内のネットワークを確立するとともに、公共交通機関との連携を図るなど、利便性が高い交通体系の充実を図ります。

また、都市計画道路の整備にあわせた歩道等の設置や、自転車利用者のための施設等の整備を引き続き支援し、自転車・歩行者利用者に対する安全対策を推進します。

目標4 瀬戸内しまなみ海道を活かした広域交流の促進

① 美しい自然景観および歴史・文化的資源の保全と活用

瀬戸内しまなみ海道やその沿線地域をはじめとする優れた景観および美しい自然環境、大山祇神社や能島城跡、今治城等の特色ある歴史・文化資源など、本市が有する多彩な地域資源については、適切な保全と活用を図り地域としての誇りの醸成や魅力の向上を推進します。

② サイクリングと多彩な観光資源の連携による交流人口の拡大と地域活性化の促進

いまばりサイクルシティ構想に基づいたサイクリングに関する施策の充実や受け入れ体制の整備を推進するとともに、瀬戸内しまなみ海道をはじめとする豊かな観光資源と連携させ、個性ある観光・レクリエーションの振興と地域活性化に寄与する交流人口の拡大を図ります。

目標5 市民にやさしく災害に強い安全・安心なまちづくりの推進

① 自然災害に対する事前予防

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）など、人命に危険を及ぼす可能性の高い災害ハザード区域への住宅等の立地を抑制し、安全な地域へ誘導します。

② 都市施設等の耐震化およびバリアフリー化の推進

近年、これまでの想定を超える局地的豪雨災害が発生し、本市においても多くの地域で被害が発生しています。このような異常気象による災害に適切に対応した都市づくりや体制づくりは重要な課題であり、都市防災のさらなる充実が求められています。

今後、南海トラフ巨大地震などの発生が想定される中、災害に強い都市づくりを進めるため、都市施設の耐震化を順次実施するなど、被害を軽減する対策に取り組みます。

また、高齢者や障がい者を含め誰もが安心して利用できるように、公共施設や道路等のバリアフリー化もあわせて実施し、市民にやさしく、安全・安心なまちづくりを推進します。

③ 各分野で連携した総合的な防災・減災対策

災害時における都市機能の代替性をはじめ、緊急避難路等の確保に必要な都市施設の改修を優先的に実施するなど、市内の各分野および関係機関等で連携し、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑えることができるように総合的な防災対策を推進します。

2-3 将来フレーム

(1) 将来フレームの設定

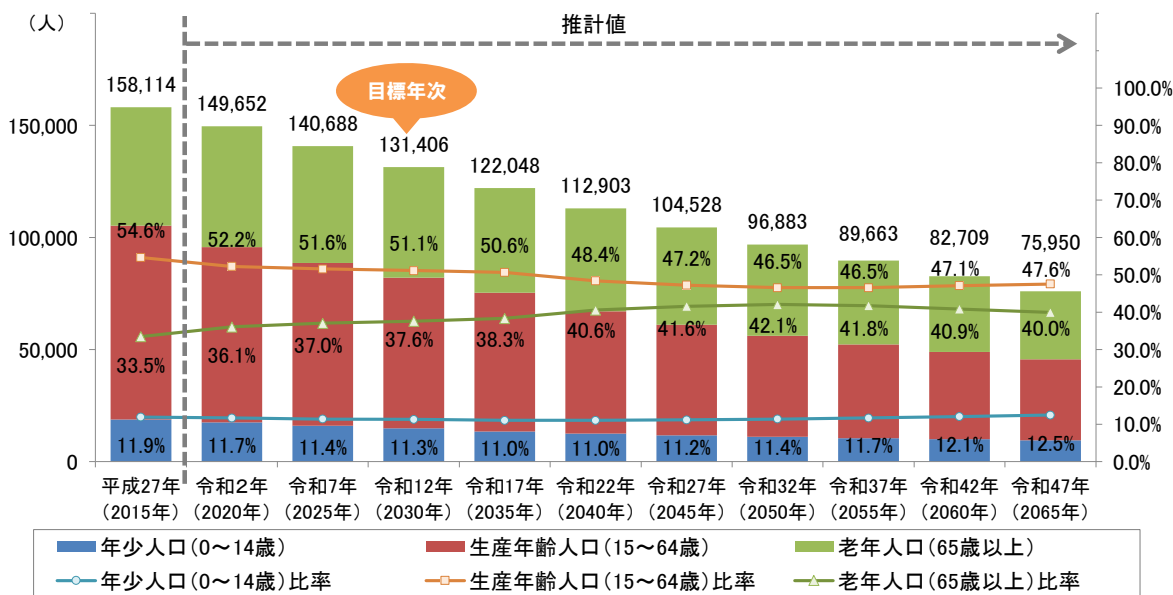
将来人口については、「第2次今治市総合計画」において、将来推計人口の考え方の基となっている「今治市人口ビジョン」の推計値を採用し、以下のとおり設定します。

■ 将来人口の設定

| 区域等 | 実績 平成27年(2015年) | 目標年次 令和12年(2030年) |
|--------------|--------------------|----------------------|
| 今治市全域 | 158.1千人 | 131.4千人 |
| 都市計画区域 | 131.1千人 | 111.1千人 |
| 今治広域都市計画区域 | 125.3千人 | 106.7千人 |
| 菊間都市計画区域 | 5.8千人 | 4.5千人 |
| 都市計画区域外 | 27.1千人 | 20.3千人 |

資料：平成27年(2015年)は国勢調査、令和12年(2030年)の市全域は今治市人口ビジョン(令和2年3月改訂版)、その他は将来人口・予測ツール(国土技術政策総合研究所)による小地域集計値を市全域の数値で按分して算出

■ 将来人口の推計



※平成27年の年齢不詳は各年齢階級に按分補正している

資料：今治市人口ビジョン(令和2年3月改訂版)を基に作成

(2) 将来的な市街地の規模

市街地の規模については、将来人口の減少が予測されていること、今後は既存市街地や集落内への居住誘導を行うことを目標としていることから、新たな市街地の拡大は行わないものとしします。

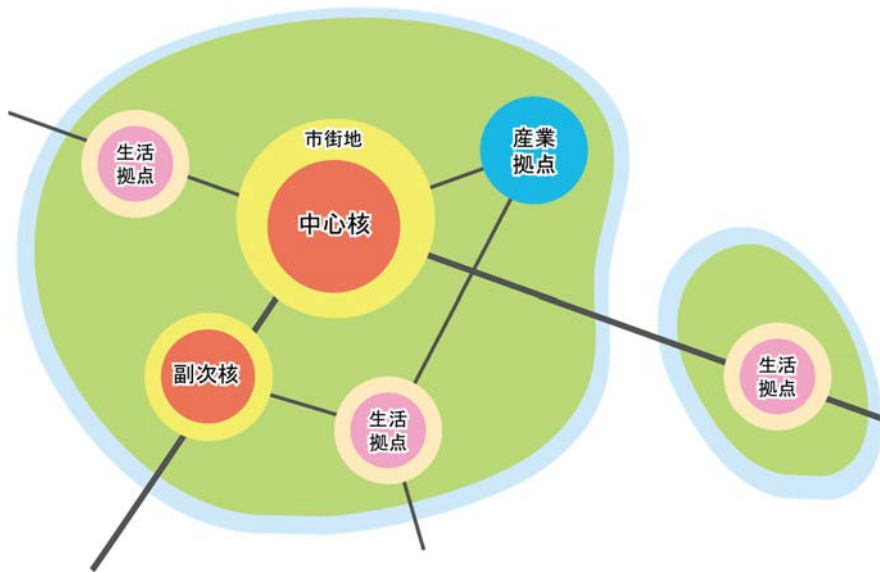
なお、市街化調整区域や非線引き都市計画区域、都市計画区域外の支所周辺等については、郊外の生活拠点として活性化を図る必要もあることから、自然や周囲の環境と共生を保ちながら、それらの拠点に施設の立地誘導を図る等、必要に応じて住民のニーズに対応します。

2-4 将来都市構造

都市づくりの理念・目標を踏まえた将来の都市のイメージとして、島しょ部などの都市計画区域外も含めた市域全体の将来都市構造を定めます。

都市機能が集積し、都市活動の中心的役割を果たす「都市拠点」、またそれらをつなぐ交通網等からなる「都市の骨格」を設定するほか、土地利用の基本的な方向を定める「ゾーン」の3つの要素による都市構造を設定し、都市機能が集積した各地域の拠点が公共交通等によって連携した「多極ネットワーク型都市構造」の形成を目指します。

■ 「多極ネットワーク型都市構造」のイメージ図



(1) 都市拠点の設定

本市の中心市街地に中心核を、今治新都市に中心核の機能を補完する副次核を定めます。また、支所周辺には地域住民のための生活拠点を、産業活動の中心となる臨海部には産業拠点を定めることにより、地域の特色ある発展と市域の均衡ある発展を図ります。

■ 都市拠点の設定

| 都市拠点 | 指定位置 | 内容等 |
|------|------------------------------|---|
| 中心核 | 中心市街地 ・ JR 今治駅 ・ 今治港周辺 | 【都市機能の集約を図るエリア】 ・ 市全域を対象とした商業・業務、行政等の高次都市機能 ・ JR 今治駅や今治港等の市全域を対象とした主要な交通結節点 ・ まちなか居住および公的不動産の活用による都市機能の誘導を推進 |
| 副次核 | 今治新都市 ・ 第1地区 ・ 第2地区 | 【中心核の機能を補完するエリア】 ・ 産業・研究・文化・交流等の複合的な高次都市機能 ・ 快適で良好な居住空間 |
| 生活拠点 | 各支所周辺 | 【地域住民の居住および日常生活における利便性の向上を図るエリア】 ・ 行政機能（各支所）、生活利便施設等 ・ フェリー・バスターミナル等の地域を結ぶ交通結節点 |
| 産業拠点 | 臨海部等の工業集積地 | 【工業・流通機能の強化・育成を図る拠点】 ・ 港湾、石油・ガス、製造業、運輸業等の工業・流通機能 |

(2) 都市の骨格の設定

新たな都市機能の誘導や人、もの、情報、文化の活発な交流を一層促進し、様々な都市活動を支える都市軸、地域や生活拠点を結ぶ交通軸の形成を図るとともに、都市に潤いを与える環境軸の形成を図ります。

■ 都市の骨格の設定

| 都市の骨格 | 指定位置 | 内容等 |
|--------|--|---|
| 都市軸 | 中心核・副次核周辺 | ・都市拠点や幹線道路の整備、良好な都市景観の形成等 を図る |
| 広域交通軸 | 瀬戸内しまなみ海道 今治小松自動車道 国道196号・国道317号 公共交通（鉄道） | ・本市と他市町および他県との連携強化を図る |
| 補助交通軸 | 公共交通（航路・バス等） | ・中心市街地（今治港）と島しょ部との連携強化を図る |
| 都市内交通軸 | 広域交通以外の 主要幹線道路 | ・拠点間や広域交通軸との連携強化を図る |
| 環境軸 | 蒼社川、頓田川、菊間川 | ・水と緑のネットワークを形成し都市生活に潤いを与 える ・良好な自然環境と景観の保全を図る |

(3) ゾーンの設定

現況土地利用、経済社会情勢の変化、多様化する住民の生活様式や価値観等を踏まえながら、「市街地ゾーン」、「農業・集落ゾーン」、「森林ゾーン」の3つのゾーンを設定し、まとまりのある市街地や自然環境との調和を重視した土地利用を図ります。

■ ゾーンの設定

| ゾーン | 指定位置 | 内容等 |
|--------------|---------------------|--|
| 市街地ゾーン | 市街化区域、用途地域の 指定区域 | ・環境負荷の低減や都市の魅力向上の観点等から、まと まりのある市街地の形成と安全で快適な住環境の創 出を図る |
| 農業・集落 ゾーン | 農地と集落地 | ・農業の振興と優良農地の保全を図るとともに、既存集 落地における生活環境の維持・改善に努め、田園環境 と生活の共生を図る |
| 森林ゾーン | 山地・丘陵地・海浜等 | ・都市生活に潤いを与えてくれる大切な自然環境とし て、適切な保全・活用を図る |

■ 将来都市構造

